



平成 29 年 4 月 3 日

各 位

株 式 会 社 R V H
代表取締役社長 沼田 英也
(東証二部・コード 6786)
問合せ先 管理部 IR・広報室
電話 (03-4579-9755)

過年度地方税還付金の受領に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ミュゼプラチナム（以下、「ミュゼ社」という）は、平成 28 年 5 月 19 日付「株式会社ジンコーポレーションから当社子会社に対する過年度消費税・法人税還付金等請求債権の譲受に関するお知らせ」にて開示いたしました株式会社ジンコーポレーション（以下、「ジン社」という）の税還付に係る債権譲渡契約において、ミュゼ社によるジン社の未消化役務の消化に関わる業務委託対価の代物弁済として過年度消費税・法人税・地方税還付金を譲り受ける旨を合意し、現在までに、過年度消費税・法人税還付金からジン社未払債務等を控除した約 23 億円を受領しております。また、過年度地方税還付金については、各市区町村からジン社に対して順次更正決定通知書が送達されており、最終的な還付額は約 10 億円を見込んでおります。

他方、当社は、平成 28 年 10 月 26 日付「株式会社ジンコーポレーションと同社金融債権者及び事業債権者による債務弁済交渉の完了に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、ジン社債務弁済額に充当するため、2 億円をスポンサー支援金として拠出しておりますが、当該拠出に係るジン社代理人弁護士及び同社債権者との債務弁済交渉時点において不確定であった過年度法人税還付金については上述のとおり還付確定、過年度地方税還付金についても還付される見通しとなったことから、債権者との債務弁済協議に基づき、追加弁済の原資としてスポンサー支援金 4.4 億円を拠出することを決定いたしました。

今後の見通し

本件スポンサー支援金については、平成 29 年 3 月期第 4 四半期連結会計期間において特別損失に計上される見込みです。

また、平成 28 年 5 月 19 日付「株式会社ジンコーポレーションから当社子会社に対する過年度消費税・法人税還付金等請求債権の譲受に関するお知らせ」にて開示いたしましたミュゼ社の事業譲受対価増額の前提条件について、「ジン社の有する美容事業に関わる事業用資産約 37 億円及び過年度消費税・法人税還付金等請求権約 41 億円ならびに未払である事業譲受対価 60 億円の合計額である約 138 億円を、業務委託契約に基づくミュゼ社によるジン社の残存未消化役務

債務の消化に関する役務提供対価と相殺したのち、当該相殺後に発生する役務提供対価と同額相当分を、事業譲受対価 60 億円に事後的に加算し、四半期ごとに譲渡価額を増額変更する」としていたところ、過年度消費税・法人税・地方税還付による代物弁済額は最終的に合計 33 億円となる予定であることから、事業用資産、租税還付金等請求権、事業譲受対価の合計額である当初相殺額が前回開示の 138 億円から 130 億円に変動し、これに伴い、事業譲受対価並びに今後ののれん計上額及びのれん償却額が当初想定と比較して増加いたしますが、本件租税還付金額変動による当社業績への影響は軽微であります。

以 上